

私たちと一緒に活動しませんか



会津若松市民憲章推進委員会は、個人参加の推進委員と団体会員で構成されており、市民の皆様にも市民憲章の周知と実践を呼びかけています。

憲章文を知るだけでなく、小さなことでも自分にできることを考え、行動することが住みよいまちづくりにつながります。「よりよいまちづくりに参加してみたい!」、「地域のためになることがしたい!」そんな方のご入会を心よりお待ちしております。

市民憲章推進委員会では、3つの部会で活動をしています。

各部会と主な活動内容を御紹介いたします。

社会福祉部会

○「小さな親切」運動

親切な人を募集、表彰し、温かな心あふれる社会を目指しています。

○犬・猫のふん害をなくす運動

飼い主のマナー向上のため、清掃活動への参加や啓発活動を行っています。



清掃活動でマナー向上を呼びかける様子

都市美化部会

○クリーン鶴ヶ城作戦

毎春、市のシンボル鶴ヶ城と周辺の清掃を行っています。

○花いっぱい運動

会津若松駅周辺に花のプランターを設置しています。

○花園コンクール

市内の花壇を対象にコンクールを開催しています。



花園コンクール写真展の様子

文化教養部会

○作文コンクール

市内小中学生を対象に憲章文をテーマにした絵日記や作文のコンクールを開催しています。

○文化財やSDGsに関する研修会

会津地方の歴史や文化、また、エシカル消費などSDGsに関する研修会を実施しています。



※ その他の情報は市ホームページ上でもご覧いただけます。ぜひお手持ちのスマートフォン等でご覧ください。

【 お問い合わせ・入会申込み先 】

会津若松市民憲章推進委員会事務局(会津若松市環境生活課内)

電話0242-39-1221

FAX0242-39-1420



市ホームページ

会津若松市民憲章

昭和43年5月3日 制定

前文

会津若松市は、会津の中心都市としてながい歴史と伝統につちかわれて発展してまいりました。

会津若松市民は、明治戊辰百年を迎えて、先人の偉業をしのび、よりよい郷土を築くための平和・創造・繁栄の三つの誓いをたて、市民の歩む道しるべとして市民憲章を制定しました。

私たち市民は、責任と誇りをもった市民意識の上に立って、会津若松市を民主的な近代都市として大きく前進させるために、具体的目標を定め、心をあわせて、これを実践するよう努めるものであります。

一、親切をつくし 住みよいまちをつくりましょう

一、きまりを守り 明るいまちをつくりましょう

一、健康で働き 豊かなまちをつくりましょう

一、環境をととのえ 美しいまちをつくりましょう

一、自然と文化財とを愛し ゆかしいまちをつくりましょう

一、教養を高め 文化のまちをつくりましょう